

令和6年度「滋賀のみち」作成業務委託公募型プロポーザル実施要領（募集要領）

1. 目的

『令和6年度「滋賀のみち」作成業務委託 仕様書』（以下「仕様書」という。）のとおり。

2. 業務の概要

- （1）業務の名称：令和6年度「滋賀のみち」作成業務
- （2）業務の内容等：令和6年度「滋賀のみち」作成業務委託公募型プロポーザル実施要領（募集要領）（以下「募集要領」という。）および仕様書のとおり。
- （3）契約期間：契約締結日から令和7年3月28日まで
- （4）予定価格：811,800円（消費税および地方消費税10%を含む）

3. 参加資格

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- （2）滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- （3）滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- （4）滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

① 【営業種目】大分類:役務、中分類:デザイン

② 【地域要件】県内事業者（滋賀県内に本店を有する事業者）

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所へ資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告にかかる公募型プロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

・滋賀県物品・役務電子調達システム

・滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL077-528-4314

4. プロポーザル説明会

以下により説明会を開催する。

説明会に参加を希望する者は、説明会参加申込書（別添 様式1）を令和7年1月17日（金）12時までに提出すること。なお、説明会への参加は、本公募型プロポーザル参加の絶対条件ではない。

- （1）日時

令和7年1月20日（月） 14時から1時間程度

(2) 場所

大津合同庁舎 7A 会議室 (滋賀県大津市松本 1-2-1)

(3) 提出方法

下記 9 に示す問い合わせ先まで説明参加申込書 (別添 様式 1) を電子メールにより提出すること。また、説明参加申込書を送付した場合は、その旨を必ず電話で連絡すること。

5. 企画提案書等に関する質問および回答

(1) 質問受付期限

令和 7 年 1 月 23 日 (木) 17 時 (必着)

(2) 質問方法

質問がある場合は、下記 9 に示す問い合わせ先まで質問書 (別添 様式 2) を電子メールにより提出すること。なお、質問書を送信した場合は、その旨を必ず電話で連絡すること。

(3) 質問に対する回答

各事業者から受け付けた質問事項とそれらに対する回答を 令和 7 年 1 月 24 日 (金) 目途に質問者に電子メールにより送付し、県のホームページに公開する。
(県ホームページ : <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/douro/>)

6. 企画提案書等の提出書類および提出期間等

(1) 提出書類

公募型プロポーザルに参加を希望する事業者は、次の書類 (以下、企画提案書等という) を作成し、提出すること。なお、1 者につき 1 提案とする。

① 応募申込書 (別添 様式 3) : 1 部

事業者名、所在地住所、代表者職・氏名を記載し、代表者印を押印すること。

② 企業等概要書 (別添 様式 4) : 1 部

③ 企画提案書

体裁	A4 判 企画提案書には申請者が特定できる名称やロゴマーク等を記載しないこと。記載がある場合は黒塗りすること。
部数	5 部 (正本 1 部、副本 4 部および副本と同じ PDF データを提供すること。)
内容	・仕様書を踏まえたレイアウト・デザイン、パンフレットの折り方、表紙デザイン、パンフレット内容の充実に向けた工夫の提案 (提供データ①、提供データ②) ・本業務に関するスケジュール ・本業務に従事する人員の役職、経験年数、これまでの実務実績などの実施体制 ・その他 (目的を達成するために必要と考えられること)

④ 概算見積書（様式は任意）：2部

概算見積書には、仕様書をもとに、着手から納品に要するすべての経費とその内訳を明記し、あわせて総額の金額を提示すること。

消費税および地方消費税 10%を含む。（税額を明示すること。）

⑤ 類似業務等実績に関する書類 1部

法人として本業務と同種の業種の受託実績および受託実績に関する契約書等の写し

⑥ 次の社会政策面での取り組みを行っている場合はそれを証する書類：各1部

- ・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けていること、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。

上記が分かるものの写し

- ・高年齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしていること。

上記が分かるものの写し

- ・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。

上記が分かるものの写し

- ・障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当すること。
 - a. 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること。
 - b. 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。
 - c. 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。
 - d. 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること

上記 a～d いずれかが分かるものの写し

- ・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていること。

- a. 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証
- b. 一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録
- c. 特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
- d. 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

上記 a～d いずれかが分かるものの写し

(2) 提出先

滋賀県土木交通部道路整備課 企画係

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-4132

(3) 提出期間および提出方法

提出期間は、令和7年1月27日(月)～1月31日(金)17時(必着)とする。

(2)に示す場所へ持参または郵送(簡易書留)で提出すること。持参の場合の受付は、9時から17時までとする。郵送による場合は、簡易書留郵便により期限までの必着とすること。また、企画提案書等を郵送した旨を必ず電話で連絡すること。

7. 審査および契約予定者決定の方法

(1) 審査概要

土木交通部道路整備課が設置する審査会において、提出された企画提案書等に基づき、書類およびプレゼンテーションにて審査し、契約予定者を選定する。

(2) 審査会

道路整備課および関係課において、4名の委員(審査員)をもって設置する。

(3) 契約予定者の決定方法、審査等日時

審査会において企画提案書等の書類審査(予備審査)を行い、評価点を決定する。

次に、評価点を踏まえてプレゼンテーション審査により再評価し、総合点を決定する。

【総合点=評価点±プレゼンテーション審査による再評価】

ただし、予備審査の評価点が高い上位3者をプレゼンテーション審査の対象者とするが、同一の評価点が複数者いた場合は、審査基準(別表)の評価項目1企画力の3項目の合計点が最も高い者を上位者とする。本合計点が同一である場合は、見積金額の最も低い者を上位者とする。

また、企画提案書等の提出者が3者以下の場合は、応募者全者に対して、予備審査の評価点を踏まえプレゼンテーション審査により再評価し、総合点を決定する。

総合点が最も高かった者を本業務の契約予定者とする。

ただし、総合点が満点(400点)の6割未満(240点未満)の場合は、契約予定者とならない。総合点については、各者あてに書面にて通知する。

審査を受ける者は、9に記載の問い合わせ先へ連絡し、必ず事前に提供データ①および②を受け取ること。

(提供データ①：道路行政に関する情報をとりまとめた参考資料
提供データ②：滋賀県の道路に関するトピックをとりまとめた参考資料)

(書類審査(予備審査)期間：企画提案書等の提出日～令和7年2月3日17時まで
プレゼンテーション審査日：令和7年2月5日(時間および場所は別途連絡する))

(4) 審査員の配点

審査員1名につき100点の配点(合計400点)として、審査基準(別表)に基づき審査するものとする。

8. その他

- (1) 企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (2) 次のいずれかに該当した場合は当該企画提案書等の提出について失格とする。
 - ・提出期限に遅れた場合
 - ・提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
 - ・提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ・企画提案書の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
 - ・その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (3) 提出されたすべての書類は返却しない。ただし、この公募型プロポーザルにかかる審査以外に利用することはない。
- (4) 公募型プロポーザルへの参加に要する経費は全て各事業者負担とする。

9. 問い合わせ先

滋賀県土木交通部道路整備課企画係(担当:上月、福留、中西)

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

電話番号 077-528-4132 FAX 077-528-4903

メール ha03-kikaku@pref.shiga.lg.jp

(別表)

〈審査基準〉

番号	評価項目		評価点
1	企画力	誰も見やすく理解しやすいレイアウト・デザイン、パンフレットの折り方、パンフレット内容の充実に向けた優れた提案があるか。	40
		関心をもつような表紙となる提案があるか（提供データ①）	20
		道路の魅力を伝える提案があるか（提供データ②）	20
2	実施体制	本業務の役割分担を明確にし、効率的かつ確実に遂行できるスケジュール、実施体制となっているか。	4
3	経済性	経費削減を意識した見積価格か。 仕様書記載の内容が見積内容に含まれているか。	10
4	業務実績	類似業務等の実績があること。	1
5	社会政策	「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
		高年齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	1
		「滋賀県女性活躍推進企業」の認定を受けているか。または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	1
		障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 a. 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている。 b. 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している。 c. 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている。 d. 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている。	1
		環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか。 a. 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証 b. 一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録 c. 特定非営利活動法人 KES 環境機構の実施する KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 d. 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	1
審査員 1 名につき 合計			100